

# 暴力の文化から平和の文化への転換を



伊藤 武彦

身近な暴力と大きな暴力

今年の五月連休に二七歳の少年による主婦殺害事件とまた別の一七歳の少年によるバス・ハイジャック事件（二名死亡）が起こった。このような殺人事件や犯罪は、暴力のもっとも典型的なものである。二人の犯罪に至った原因や動機は何であったか、という問いにたいして一つの明快な答えを出すのは難しい。しかし、二人のこれまでの生育歴のなかで、共通していじめの被害にあっていたということが指摘されている。学校でのいじめは、子どもたちが楽し

く平和に暮らしていける妨げとなっている。身近に子どもたちを苦しめている、このような状態も「暴力」としてとらえ、暴力の状況を支える「暴力の文化」とそれに対抗する「平和の文化」について考えてみよう。

暴力については、ノルウェー人の平和学者ガルトウングの定義がよく知られている。（高柳他訳『構造的暴力と平和』法政大学出版部）

「暴力」の狭義の概念は、「肉体的無力化、または健康の剝奪という行為が、行為主体により、意図的におこなわれた場合」である。そのもっとも典型的なものが殺人行為で

ある。また、侵略戦争や、戦時のレイプや虐殺などの非人道的犯罪もこの定義で説明できる。このような被害の内容と被害・加害関係がはっきりしている暴力は、「直接的暴力」とよばれる。しかし、暴力は、それほど関係や意図がはっきりしない場合も多い。

そこで、「暴力」の広義の定義は、次のようなものである。「ある人にとって影響力が行使された結果、彼が現実的に肉体的、精神的に実現しえたものが、彼のもつ潜在的实现可能性を下まわった場合、そこには暴力が存在する。」少し難しい表現であるが、「潜在的实现可能性」とは教育の分野でいえば「発達の可能性」であり、あるいは「自己実現の可能性」という表現がもちいられよう。その可能性が不当な影響力によつて、ゆがめられたり、おさえられたりして、それ以下の結果しか出なかつた場合、その影響力の行使それ自体を暴力といたり、またそのような状態を暴力といたりするのである。

### 目に見えない暴力―構造的暴力

いじめはもつとも身近な暴力であらう。いじめられたところの傷は大きい。また、いじめはいじめられる側にも、いじめられる側にも人間らしい発達の歪みを引き起こすものである。戦争や殺人以外にもさまざまな暴力のかたちがあつた。

1 暴力の広義の定義には、物理的・身体的暴力だけでなく、心理的・精神的暴力が含まれる。相手の体に危害を加えるだけでなく、シカトする、無視することにより、心理的圧迫を加えるのもまたいじめである。身体的暴力の場合も同時にここに深い傷をあたえることが多いのである。

2 また、影響力が積極的だけでなく消極的にも行使される。たとえば、環境ホルモンの影響も人間の能力を妨げられる点で暴力である。環境汚染と公害は暴力としてとらえられる例を、われわれは四日市の工場排煙に起因する喘息と、有機水銀による水俣病が子どもの発達や大人の健康にあたる影響のなかに見る。

3 また、傷つけられる客体は物理的・生物的に存在しない場合も暴力である。たとえば、核抑止論や武力による軍事的な威嚇は、はっきりと誰が傷ついたといえないかもしれないが、それは暴力であるといふことができる。

4 行為をおこなう主体（人間）が存在しなくても暴力である。富や資源の独占による不平等や、客観的に避けられうる飢えがある場合、それは暴力である。医療が発達し食料が世界的には余っているのに、餓死する子どもがいることは、たとえ戦争が終わっていたとしても、暴力の状態に他ならない。

5 また、いわゆる加害者が相手を傷つける意図がなくても暴力の行為や状態が存在する。新聞をにぎわしている、

社会全体が貧しいわけではないのに、失業や倒産やホームレス生活などの当事者が経済的だけでなく、心理的な苦しみをもち場合もある。金融機関の貸し渋りにより商店が廃業に追い込まれるような場合、貧富の差が政治の結果としてますます大きくなり、学費が支払えないことを理由に高校を中退したり、大学進学を断念したりする生徒が増えているという現代日本の状況を見ると、ガルトウングの定義に照らし合わせてみると、暴力的な状況が社会・経済的なレベルで広がっているという言い方もできるであろう。日本国内だけをとってみても、平和でない状況、すなわち暴力が広まっている状態がさまざまな局面で見られる。

以上のように考えると、暴力という行為あるいは状態は複雑である。ガルトウングは、暴力には、個人的（对人的）暴力と構造的暴力があり、前者を直接的暴力、後者を間接的暴力ともよぶ（一般的には、直接的暴力と構造的暴力と対比されることが多い）。構造的暴力が存在する状態を、社会的不正（義）ともよぶ。抑圧と搾取がその例である。

暴力は平和の対概念である。平和とは暴力が存在しない状態である。すなわち万人の個人の発達や自己実現の可能

ストーリーカー行為も、相手に危害を加えることを目的にしていくわけではない。また、差別や人権侵害は、行為者が無意図的におこなっている場合も少なくないのである。

性が不当に妨げられることのない状態である。マルクスのいう「個人の自由な発展が、万人の自由な発展の条件となる社会」とあい通じるところがあるといえる。

直接的暴力の不在を消極的平和とよび、構造的暴力の不在を積極的平和とよぶ。平和教育、平和のための教育、というとき、戦争に代表される直接的暴力の否定だけでなく、この積極的平和を創造する主体形成としても、その課題を考えなくてはいけない。この意味で、ユネスコがかつて提起したように、平和と人権と開発（発展）の教育は切り離すことのできないことなのである。

### 暴力の連鎖を支える暴力の文化

人間のもっている発達の可能性や自己実現を妨げるような外的作用のことを暴力と定義することができることを紹介した。これは、暴力の包括的な定義であるといえる。そして、ある暴力が別の暴力を生むといった循環的な連鎖があることが暴力の特徴である。それは、復讐や報復が次の復讐や報復や仕返しを生むという短期的な場合もあるし、子どもを虐待する親が自分の子ども時代に親からの折檻などの暴力を受けて育ったという経験をもつ場合のように、世代から世代へ引き継がれるような長期的な連鎖も考えられる。また、北アイルランド、ユーゴスラビア、アフリカなど、二〇世紀にはいつても民族・宗教対立のもとで報復

による歴史的な暴力の連鎖が対立を泥沼へとみちびき、多くの犠牲者を出してしまってきた。

このような暴力の連鎖を支えているのは暴力の文化（文化的暴力）である。この場合、文化とは人間のこころと行動様式のことをさしている。指導者が戦争を開始しても、民衆がそれを支える考え方や、行動をとらなければ、戦争を持続させることはできない。「支配的なイデオロギーは支配者のイデオロギーである」というコトバは、支配者は、戦争や社会的不正義を開始・維持・発展させたいときに、国家権力を用い、教育やメディアを利用して、暴力の文化を国民の間にいきわたらせることによって、暴力の状態にたいして疑問や否定の感情をもたせないように操作するという警告である。

暴力行為と暴力の文化は、お互いを支え合う、車の両輪のようなものである。たとえば、人権侵害・差別（構造的暴力）を偏見・差別意識（暴力の文化）が支え、それを助長する。逆に権利侵害・不平等の実態があると、それがまた偏見を生みだし、増やすこととなる。暴力と暴力の文化の間にもこのような連鎖がある。逆に人権侵害（暴力）にたいして、人々が平等・人権尊重の考え方（平和の文化）で対抗していけば、暴力の悪循環を防止することができるだろう。

したがって、平和創造の課題には、第一に、直接的暴力

から消極的平和の状態への転換の課題があり、第二に構造的暴力から積極的平和への転換の課題があり、くわえて、第三に暴力の文化から平和の文化への転換の課題がある。今年西暦二〇〇〇年は、「平和の文化国際年」であり、ユネスコのイニシアチブのもとで、国連がこの、平和の文化への転換の課題を、地球的に提起した画期的な年なのである。

### 平和の文化とは何か

暴力の連鎖と構造は、人間の発展の可能性を否定するから、本来矛盾をはらむものである。暴力が起きようとしている、あるいはすでに起こったときに、直接に問題解決するための重要性はいうまでもない。これは国連でいうと安全保障理事会の役割である。しかし、根本的な解決のためには、直接的な外交的・軍事的な問題解決をこえて、教育や文化の面で、暴力を支える暴力の文化から平和の文化への移行を達成することが必要である。これは国連においてはユネスコが九〇年代に入って本格的にとりくんできた問題である。アナン国連事務総長は、平和維持軍などの国連の平和構築の活動だけでは充分ではなく、「永続性のある平和のためには、われわれは、もっと深いレベルでも行動しなければなりません。すなわち、平和の文化が必要なのです」と述べている。平和の文化は世界中が共同してとりく

むべき課題であることも提起されている。マヨール氏の後を継いだ松浦ユネスコ事務局長は「平和の文化はすべての人がわかちあう普遍的な文化であり、私たちの人間性を共通に貫くものなのです」とのべている。このように平和の文化は二一世紀の世界に向けての国際的な提言なのである。

国連決議「平和の文化に関する宣言」(一九九九年九月)では、平和の文化について、第1条で次のように定義している(平和の文化をきずく会訳)。これがもつとも公式的な平和の文化の定義であるといつてよいだろう。

第1条…平和の文化とは次にかかげるような価値観、態度、行動の伝統や様式、あるいは生き方のひとまとまりのものである。

(a) 教育や対話、協力を通して生命を尊重し、暴力を終わらせ、非暴力を促進し、実践すること。

(b) 国連憲章と国際法の精神にのっとり、本来それぞれの国の国内法下にある諸事態には、その国の主権や領土の保全、ならびに政治的な独立の原理を十分に尊重すること。

(c) すべての人権と基本的な自由を十分に尊重し、それを促進すること。

(d) 紛争の平和的な解決に向けて責任を負うこと。

(e) 現代ならびに未来の世代が、開発と環境を享受できるように努力すること。

(f) 発展の権利を尊重し、それを促進すること。

(g) 女性および男性の平等の権利と機会均等を尊重し、その促進をすること。

(h) 表現や意見、情報の自由に関するすべての人の権利を尊重し、その促進をすること。

(i) 社会と国家のあらゆるレベルにおいて、自由、正義、民主主義、寛容、連帯、協力、多元主義、文化的多様性、対話、そして相互理解という原則をまもること。

そして平和の文化は、平和に貢献する国内的そして国際的環境によつてはげまされる。

(a) から (i) までの項目は直接的暴力と構造的暴力とそれを支える暴力の文化とに対抗する、平和の文化の領域を示している。しかし、平和の文化は、上に述べた内容の実現を誰かにやつてもらおうように期待することではなく、自分の考えと思ひ(価値観)にして、それを行動をとおし取り入れ(態度)と、前の世代から次の世代へ引き継いでいき(伝統)と、そのやり方で実際に実行し(行動様式)と、そのような生き方を生活のなかにつらぬくこと(生活様式)すべてを指す。したがって、平和の文化は記念碑や行事や建物のように私たちの外に形としてあるものというより、むしろ、私たちの心の中にあり、まわりの人たちとともに行動していく人間関係のなかにあるものなのである。

それゆえ、教育の果たす役割は重要であり、「平和の文化」は、学習や対話や共同活動のなかで生まれ発展していくことが期待される。また、それは、国際関係や民族問題などのマクロレベルにのみ適用される概念ではない。たとえば「平和運動」は平和な社会や国際関係の創造のための共同のとりくみをとくに意味するけれど、「平和の文化」における平和とは、より日常的なトラブルや困難とその克服にも使われるように、その意味する範囲が広いことに注意しなければならない。

### 方法としての平和—ユネスコの提案

ガルトウングの暴力と平和の定義は、状態ないし行為（あるいは影響力）によるものであった。しかし、平和の問題を考える場合、問題の当事者間が対立・紛争関係にあるときに、その解決の方法が、暴力的か平和的（非暴力的）かがポイントである。方法としての平和・非暴力を考える上で、家庭や学校という身近な日常生活から、民族紛争・国際関係といった、大きな問題をつらぬく「平和の文化」として、ノーベル平和賞受賞者の良心と知恵を集めて六項目に集約したものが次に紹介する「宣言」である。これは、ユネスコが平和の文化国際年を記念して、一九九九年三月より、世界一億人・日本一〇〇万人の署名を目標として提案されたものだ。

#### 『わたしの平和宣言』

- 1 「私は、すべてのいのちを尊敬します。」差別や偏見を持たないで一人一人の人間の命と尊厳を大切にします。
- 2 「私は暴力反対です／しません／許しません／なくします／使いません。」行動的な非暴力を実践します。暴力はどんな形でも許しません。身体的・性的・心理的・経済的・社会的暴力、とくに最も社会的に恵まれない人々や傷つきやすい人たち、例えば子ども・青年など、にたいする暴力を許しません。
- 3 「私は、みんなとわかちあいます。」私の時間と持ち物を、広い心で、わかちあい、仲間はすれや不正義や政治的・経済的抑圧を終わらせます。
- 4 「私は、わかるまで耳を傾けます。」表現の自由を守り、文化の違いを認め合います。いつも対話を心がけ、熱狂や悪口や相手の拒否無しに、耳を傾けることを心がけます。
- 5 「私は、地球環境を守ります。」私は、責任ある消費者行動をとり、地球上のあらゆるいのちを尊重し自然のバランスを守るように、開発の実践をすすめます。
- 6 「私は、連帯を再発見します。」女性の完全参加と、民主主義の原則を尊重して、私のコミュニティ（家族・仲間・地域社会など）の発展に力をつくし、新しい形の連帯をもとに創ります。（平和の文化をきづく会訳。この他に日本ユ

ネスコ協会連盟の訳もあります。)

## 平和と非暴力の文化国際一〇年にむけて

これまでの日本語の語感からすると、平和を問題にするときには、身近な問題よりも民族・国家という大きなレベルで問題にすることが多かった。また、暴力というコトバは、身近な生活レベルで使われることが多かった。新聞紙に例えると、平和は政治面、暴力は社会面のコトバであった。本稿で提案するのは、暴力の問題を考えるにあたって、それが政治・経済的な暴力を民族・国家・国際関係というマクロのレベルでも起こっている一方、平和問題はマクロレベルだけでなく身近な問題でもある。『わたしの平和宣言』の提起を真摯に受け止めたい。

米軍基地用地のために突然、家と耕地をうばわれた、沖縄・伊江島の阿波根昌鴻（あはごんしょうこう）氏（『米軍と農民』・『命こそ宝』いずれも岩波新書）らの基地反対闘争は、積極的・行動的な非暴力の闘いであった。その精神は「すべて剣をとるものは剣にてほろぶ」などと聖書を援用しながら、米国・米兵という相手の良心と利益に訴える闘いであったという。非暴力的方法は、ときとして、武力に訴えるよりも、もつと勇気が必要とするやり方である。また、敵や相手の立場を考えること（共感）や、人間的な思いやり（寛容）の精神も必要なのである。

われわれが、戦争や性暴力や差別や不正義を憎み、責任者をきびしく批判するのは、その基礎に生命と人間の尊厳への信頼と、苦しみ虐げられた他者への共感があるからである。揺るぎない平和の基礎の、そのまた基礎を築くのが「平和の文化」なのである。来るべき「世界の子どもたち」のための平和と非暴力の文化国際一〇年（二〇〇一年から二〇一〇年まで）へのとりくみを強めたい。

参考——ユネスコ・国連文書と「わたしの平和宣言」については平和の文化をきづく会編『暴力の文化から平和の文化へ——二一世紀への国連・ユネスコ提言』（平和文化）、または平和の文化をきづく会のホームページ [www.daito.ac.jp/~sugitaak/jsdcp.htm](http://www.daito.ac.jp/~sugitaak/jsdcp.htm) を参照してください。

（いとう たけひこ）一九五五年生まれ、三重県出身。東北大学で教育心理学を学んだ後、和光大学教員となる。現職、和光大学人間発達学科教員。心理科学研究会会員。『暴力についてのセビリア声明』『平和的手段による紛争の転換』『暴力の文化から平和の文化へ』（平和文化発行）のブックレットづくりにかかわる。